

横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等に貢献することが期待される。

これらを踏まえ、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条 1 項の規定に基づき、神奈川県が定めた「公共施設の木造・木質化等に関する指針（平成 17 年 4 月 1 日策定。以下「県指針」という。）」に即して、市内の公共建築物の整備において木材の利用の促進を図るため、法第 9 条第 2 項に掲げる事項をこの方針に定める。

(用語の意義)

第 2 この方針における用語の意義は、次に定めるもののほか、法及び法に基づく命令並びに法第 7 条に基づく基本方針及び県指針の例による。

(1) 地域材 輸送過程で排出される二酸化炭素量及び木材生産量を考慮し、近隣都県（関東甲信地方に属する都県及び静岡県。）で生産された木材をいう。

(市内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第 3 市内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 木材利用を促進すべき公共建築物

木材利用を促進すべき公共建築物は、市内の公共建築物であり、具体的には以下のような建築物が含まれる。

ア 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等）、保健・衛生施設（病院、診療所等）、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、美術館、地区センター等）、都市・住宅施設（公園施設、公営住宅等）の建築物のほか、行政施設（庁舎等）その他市が整備する建築物など

イ 国又は地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる建築物

国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等の建築物など

(2) 木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料、備品（机、椅子、書棚等）や消耗品（文具類等）等の各種製品の原材料としての木材の利用も併せて行うものとする。

また、木造化が困難と判断される公共建築物を含め、内装等の木質化を促進するものとする。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

(1)の公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、前段にかかわらず、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や、木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努めるものとする。

(市が整備する公共建築物における木材の利用の目標)

第4 市が整備する公共建築物（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業により施工又は管理を行うものを含む。）については、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物について、施設の設置基準、施設の用途、安全性、緊急性、維持管理、コスト等を考慮して木造化が適当でないと認められる場合又は困難であると認められる場合を除き、原則として木造化を図るものとする。

2 市が整備する公共建築物について、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り促進する。

3 木造化及び内装等の木質化に当たっては、可能な限り県産木材及び地域材の利用に努めるものとし、県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用するものとする。

(その他市内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項)

第5 公共建築物の整備主体は、整備に当たって建設、維持管理、解体、廃棄等のコストを十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮しこれらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

2 市は、市内の公共建築物において木材の利用を促進するため、公共建築物の整備主体に対し木造化及び内装等の木質化への理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 市は、補助金等（横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第2条第1号に規定するものをいう。）を交付する公共建築物の整備について、この方針の趣旨を踏まえて、木材の利用を促進するための誘導に努めるものとする。

4 市は、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や木材に関する情報の収集及び提供を行うことにより、県産木材及び地域材の利用の普及に努めるものとする。

附 則

この方針は、令和4年4月1日をもって廃止する。